

栄養成分		加工食品		生鮮食品		添加物		
		一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用	
A	第3条に規定される栄養成分及び熱量	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したものを表示。）	義務 第3条	任意 第12条	任意 第21条	任意 第26条	義務 第32条	任意 第34条
B	第3条に規定がない、食品表示基準別表第9条に掲げられた栄養成分	飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、脂質、糖類（単糖又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）、食物繊維、亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素、リン、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、B1、B2、B12、C、D、E、K、葉酸	任意 第7条	任意 第12条	任意 第21条	任意 第26条	任意 第34条	任意 第34条